

◆専門実践教育訓練給付金とは？

雇用保険法の改正により、平成 26 年 10 月より従来の教育訓練給付金に加え、新たに中長期的なキャリア形成を支援するために「専門実践教育訓練」が創設されました。

◆対象者は？

受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

◆支給額は？

専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の50%（年間上限40万円）となります。また、専門実践教育訓練の修了後1年以内に、目標として設定した資格を取得等し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、教育訓練経費の70%（年間上限56万円）で専門実践教育訓練給付金を再計算し、既支給分の差額が支給されます。

◆受講前の手続きは？

訓練受講開始日の原則1か月前までに以下の書類をハローワークへ提出し受給資格確認を行う必要があります。

- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ・訓練担当キャリアコンサルタントの発行するジョブカード又は専門教育訓練受講に関する事業主の証明書
- ・本人住所及びマイナンバー確認書類
- ・雇用保険被保険者証
- ・写真2枚（3cm×2.5cm）
- ・受給を希望する金融機関の通帳又はキャッシュカード
- ・教育訓練給付適用対象期間延長通知書

◆受講後の手続きは？

教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

- ・教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）
- ・教育訓練給付金支給申請書
- ・受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書
- ・領収書
- ・返還金明細書（「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して、還付された（される）場合に必要）
- ・資格取得等したことにより支給申請する場合は、資格取得等を証明する書類

*他の奨学金や給付金等との併用ができない場合がございます。

専門実践教育訓練給付金を活用した受講については、お早めにお近くのハローワークでご相談下さい。



株式会社ルリマネジメント ルリ総合学園

〒855-0065 長崎県島原市南柏野町 3118-1

TEL 0957-73-9559 FAX 0957-73-9339

e-mail info@ruri-m.com HP <http://ruri-m.com/>